

## 争族の事例②～一澤帆布工業の場合

### 2 通の遺言書

耐久性を備えた帆布から実用的なカバンで知られる老舗カバン専門店「一澤帆布」は、1905年に創業。3代目一澤信夫氏とその弟・恒三郎氏により売り上げを伸ばし、信夫氏の四男の喜久夫氏が考案した「一澤帆布製」というブランドで、有名となりました。その信夫氏が2001年3月15日に亡くなり、その四十九日も過ぎて顧問弁護士が預かっていた1997年12月12日付の遺言書が開封されました。内容は、信夫氏が保有していた会社の株式(発行済み株式10万株のうち約6万2000株)のうち、67%を当時の社長の三男・信三郎・恵美さん夫妻に、33%を四男・喜久夫さんに、銀行預金のほとんどを長男・信太郎さんに相続させるというものでした(第一の遺言書)。次男はこの時点で故人となっていました。

ところが、この遺言書の開封から4ヶ月後の2001年7月に、長男の信太郎さんが、自分も生前に預かったと別の遺言書(い

わゆる「第二の遺言書」)を持参しました。この遺言書は、2000年3月9日付で作成されたもので、内容は信夫氏保有の株式80%を長男の信太郎さんに、残り20%を四男・喜久夫さん(家業に関わっていたが2001年退任)に相続させるというものでした。この通りに相続すれば、信太郎・喜久夫両名で会社の株式の約62%を保有となります。

### 二転三転した判決

複数ある遺言書の内容が抵触している場合、その抵触している部分については、もっとも新しい遺言書の内容が有効となる(民法1023条)ため、通常であれば第二の遺言書が

有効となります。ここから第一の遺言書側の三男夫婦と、第二の遺言側の長男・四男との間で、従業員や地元・顧客も巻き込んだ長い法廷闘争が始まります。

- ① **三男側の敗訴**: まず「第二の遺言書」の真贋を三男の信三郎さんが訴訟を提起しますが、2005年12月に最高裁判所から「無効と言える十分な証拠がない」という理由で信三郎さんの訴えは退けられました。
- ② **三男の妻の逆襲**: 最高裁に遺言書の訴えが退けられると、それで確定するものと考えられますが、その後、信三郎さんの妻・恵美さんが原告となって新たに裁判所に提訴します。これは遺言書無効確認訴訟が相続人が一人でも訴えられる「通常共同訴訟」であり、原告と被告の間でのみ判断に拘束力が生じるため、最初の訴訟では原告になっていなかった恵美さんには最初の敗訴判決の効力が及ばず、再び同様の訴えが可能になったものと考えられます。この結果2009年6月、恵美さんが提起していた第二の遺言書の無効確認等の訴訟の控訴審判決において、大阪高等裁判所は第二の遺言書を有効とした原判決を取消し、**第二の遺言書を無効とする逆転判決**を出しました。
- ③ **長男の逆提訴**: 一方信太郎さんも諦めず、2009年11月、信三郎・恵美両氏を相手取り、自分に会社の株主権や経営権を認めるよう京都地裁に提訴します。地裁に棄却されたため大阪地裁にも控訴しましたが、2012年11月、大阪高裁は信太郎さんの提出した**第二遺言書は信夫さん本人の遺言書であると認定**し、信太郎さんに46,180株の保有を認める判決を下しています。

十数年にもわたる骨肉の争いの中、それぞれ休業や労働争議、結果三つにもブランドが分裂等、一澤家の家業は混迷を極めました。裁判所の判決が二転三転して経緯が複雑になっていますが、重要な争点はただ一つ、「**第二の遺言書の真贋**」だけです。筆跡鑑定も争点となりましたが、三文判でも、記名が「一沢」と略字だろうと、形式的に遺言の基準を満たしていれば、偽物と証明するのは難しいようです。やはり、**生前に分割協議を行い公正証書遺言を残すのが鉄則**です。

